

岩木山総合公園等清掃・維持管理業務仕様書

1 業務目的

本仕様書は、岩木山総合公園等の合理的かつ適切な清掃・維持管理を実施することにより、建物や敷地内を常に最適な環境状態に保ち、市民の快適な利用環境を維持することを目的とする。

2 業務内容

以下の内容について再委託が必要な場合は、募集要項第Ⅲ項 4（3）により再委託し対応すること。

（1）対象施設（（4）を除く）

番号	名称
1	岩木山総合公園
2	そうまロマントピアスキー場
3	岩木山百沢スキー場

（2）建物等清掃・維持管理業務

建物内外の材質等を考慮しつつ適切な頻度・方法で、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせ本施設の美観と衛生を保つこと。また、廃棄物処理にあたっては、本市のごみ分別ルールに従って適切に行い、資源の有効活用に取り組むこと。

①業務内容

ア 日常清掃（日又は週を単位として定期的に行う作業）

日常的に清掃を行い、施設、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。清掃回数等の条件は、指定管理者が利用頻度に応じて、適切に設定すること。特に、シャワーやトイレ等の水周りについては、衛生等について留意すること。

イ 定期清掃（月を単位として定期的に行う業務）

日常清掃では実施しにくい箇所の清掃等を行うため、必要に応じて定期清掃を実施すること。

ウ 特別清掃（一定の期間、又は年を単位として行う定期的及び不定期に行う業務）

日常清掃、定期清掃では実施しにくい清掃等を行うため、必要に応じて特別清掃を実施すること。

(3) 敷地内（駐車場を含む）清掃・維持管理業務

敷地内の適切な維持管理に努め、景観を維持するとともに、利用者の利便を損なうことがないよう管理すること。

①植栽管理

敷地内の植栽を適切に維持管理するとともに、落枝・落葉の収集及び処分を実施し、美しい環境を維持すること。また、必要に応じ薬剤を散布し害虫駆除に努める等、利用者及び通行者の安全や周辺に与える影響を十分に配慮すること。

②駐車場の除雪

利用者が安全に駐車できるように、積雪時には除雪等の適切な管理を実施すること。（原則として開館前までに実施することが望ましいが大雪等により除雪が困難な場合は、利用者が支障をきたさない範囲で行うこと。）

(4) 岩木山総合公園特定建築物衛生管理業務

①対象施設

岩木山総合公園

②建築物環境衛生管理技術者の選任

建築物環境衛生管理技術者を選任し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の定めるところにより、関係機関への届出事務等を行うこと。

③業務内容

- ・給水等の管理
- ・空気環境測定（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二による）
- ・ねずみ、昆虫等の防除

上記内容について、点検記録を施設において保管すること。

3 その他

体育館床板の清掃にあたっては、別添平成29年5月29日付29施企第2号「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」の通知を熟読のうえ、適切な清掃を実施すること。

29施企第2号
平成29年5月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県施設主管課長
各指定都市施設主管課長
各都道府県私立学校施設担当課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山川 昌



スポーツ庁参事官（地域振興担当）
仙台 光



体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが、この度、調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認されたこと、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから、体育館の所有者及び管理者におかれては、報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の実施等を実施するようお願いします。

記

1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃^{*1}により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

2 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、上記1及び2について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格^{*2}を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。

※2 体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

4 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には、施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど、設計者及び施工者に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。

5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

なお、今後、文部科学省及びスポーツ庁において、上記1から5までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので、あらかじめお知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
環境施設企画係 島岡・古田
電話：03-5253-4111（内線2288）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設企画係 山本
電話：03-5253-4111（内線3773）
E-mail：stiiki@mext.go.jp

【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は、消費者庁のホームページで閲覧できます。

(http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/)

岩木山総合公園等警備業務仕様書

1 業務目的

本仕様書は、岩木山総合公園等の秩序及び規律の維持、火災、盗難、破壊並びに不法行為等の予防、発見、防止に努めるなど、財産の保全及び利用者の安全を保つことを目的とする。

2 対象施設

番号	名 称	有人施設	無人施設
1	岩木山総合公園	○	
2	そうまロマンチックスキー場		○（開場期間を除く）
3	岩木山百沢スキー場		○（開場期間を除く）

3 業務内容

- ・各施設の用途、規模、開館（開場）時間を踏まえて適切な警備計画を立て、事件・事故等の未然防止に努めること。
- ・適切な運営体制により使用者のプライバシー保護に留意しつつ防犯との両立を図り、盗難等犯罪の抑止に努めること。
- ・警備業法、消防法、労働安全衛生法等関連法令を遵守すること。
- ・有人施設においては、警備員の配置若しくは機器・システム等を導入する等、24時間体制で警備を行うこと。
- ・無人施設においては、建物の施錠等により防犯に努めること。
- ・閉館（閉場）時は出入口や窓の施錠及び照明の消灯を確認すること。
- ・緊急を要する事態に対する必要な措置及び連絡体制を構築すること。
- ・駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生を未然に防止できるよう配慮すること。また、これらの事件が発生した場合は被害者に対して警察への届出を促すなど適切な対応を行い、本市へ報告すること。
- ・指定管理者は、本施設利用者の利用を妨げるなど、不当な駐車車両を発見した場合、速やかに本市へ報告すること。

なお、再委託が必要な場合は、募集要項第Ⅲ項4（3）により再委託し対応すること。

岩木山総合公園等消防用設備等点検業務仕様書

1 業務目的

本仕様書は、消防法17条3の3及び消防法施行規則第31条の4等に定められた技術基準に従い、岩木山総合公園等における消防用設備等の設置状態及び動作確認等の点検を行い、防火安全確保に努めることを目的とする。

2 対象施設

番号	名称
1	岩木山総合公園
2	そうまロマントピアスキー場
3	岩木山百沢スキー場

3 保守点検内容及び方法

点検内容及び方法は、次のとおりとする。

なお、再委託が必要な場合は、募集要項第Ⅲ項4（3）により再委託し対応すること。

（1）機器点検

- ①消防用設備等に附置される非常電源の正常な作動
- ②消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

（2）総合点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を、消防用設備等の種類等に応じ点検基準に従い確認すること。

4 保守点検を要する設備等及び点検回数等

(1) 保守点検を要する設備等については下表のとおりとし、点検については、当該施設の消防用設備等の種類に応じ、下表のとおり回数を行うものとする。

消防用設備等の種類	点検内容及び方法		点検期間
	総合点検	機器点検	
消火器・誘導灯・誘導標識		○	6か月毎
屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧等消火設備・屋外消火栓設備 ・自動火災報知設備・漏電火災警報器 ・非常警報（放送）設備・消防機関に 通報する火災報知設備・避難器具・排 煙設備・連結送水管・非常電源	○		1年毎
配線・防火設備	○		1年毎

(2) 自主設置の消防用設備等については、消火器を除き、機器点検の点検期間を1年とし、総合点検と同時期に実施するものとする。

5 消防用設備等の保守点検実施者

保守点検を行うものは、点検を行う設備に応じた消防設備士又は、消防設備点検資格者とし、資格を証する免状等の写しをあらかじめ市に提出するものとする。

6 消防用設備等の点検報告

- (1) 保守点検の結果、不良箇所等を確認したときは速やかに市へ報告し、それに対する指示を受けるものとする。
- (2) 業務を実施後、棟ごとに消防庁が定める様式の消防用設備等点検結果報告書に、消防用設備等の種類に応じた点検表を添付して作成し、市へ1部報告するものとする。
- (3) 消防機関への報告は、消防法の規定に定められた期間内に届け出るものとする。

岩木山総合公園等施設・設備等保守点検・管理業務仕様書

1 業務目的

本仕様書は、岩木山総合公園等における施設・設備等に係る保守点検及び維持管理を適切に行うことで、財産の保全及び利用者の安全を保つとともに、各種大会等の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 業務一覧

No	業務名/施設名	岩木山総合公園	そうまロマンチックピアスキー場	岩木山百沢スキー場
1	大会等に伴う管理運営業務	○	○	○
2	自動ドア保守点検業務	○		○
3	芝生等管理業務	○		
4	浄化槽維持管理業務	○		○
5	受水槽等維持管理業務	○		○
6	ボイラー設備保守点検業務	○		○
7	ボイラー煤煙測定業務	○		○
8	計装空調機器等保守点検業務	○		
9	エレベーター保守点検業務	○		
10	パネルヒーター保守点検業務	○		
11	地下タンク漏洩検査業務	○		○
12	体育器具保守点検業務	○		
13	索道管理業務		○	○
14	圧雪車点検業務		○	○
15	自家用電気工作物保安管理業務	○	○	○

2 業務内容

施設の初期の性能及び機能を維持するために各種設備機器の点検、保守、修理、交換、調整等を行うとともに、効率的な設備の運転・監視を行い、各種大会等が円滑に運営できるよう、適切な維持管理を行うこと。

なお、再委託が必要な場合は、募集要項第Ⅲ項4（3）により再委託し対応すること。
また、点検記録について施設において保管すること。

(1) 大会等に伴う管理業務

大会等の規模に合わせた事前・当日・事後の適切な維持管理を行い、運営を支援すること。

(想定される大会等)

高等学校総合体育大会、中学校体育大会、各スポーツ協会・連盟等主催大会 等

(2) 自動ドア保守点検業務

①自動ドアの機種等

施設名	機種名	台数
岩木山総合公園（管理棟）	ナブコ・DS-75	1台
	ナブコ・DSN-75	2台
岩木山総合公園（宿泊所）	ナブコ・DS-21	2台
岩木山百沢スキー場	ナブコ・VS-85	1台
	ナブコ・DSN-75	1台

②業務内容

対象施設の自動ドア開閉装置の保守点検を実施し、その装置を良好な状態に整備すること。

(3) 芝生管理業務

対象施設の芝生について、適切な維持管理を行い、生育状態維持と疾病等による損傷を防ぐこと。その他、園内各所における芝生等の適切な維持管理を行うこと。

①芝生の種類等

施設名	芝生面積	芝種類	業務内容
岩木山総合公園（野球場）	9,150㎡	野芝	芝刈り、殺菌剤、殺虫剤、除草剤の散布、エアレーション、バーチカル
岩木山総合公園（多目的グラウンド）	21,500㎡	天然洋芝	芝刈り、殺菌剤、殺虫剤、除草剤の散布、エアレーション、バーチカル

②業務内容

対象施設の芝生等について、適切な維持管理を行い、生育状態維持と疾病等による損傷を防ぐこと。

(4) 浄化槽維持管理業務

①浄化槽の仕様

施設名	仕様
岩木山総合公園	合併型接触曝気方式浄化槽 (700人槽) ×1
	〃 (500人槽) ×1
	〃 (350人槽) ×1
	〃 (208人槽) ×1
	〃 (160人槽) ×2
岩木山百沢スキー場	分離接触型曝気方式浄化槽 (480人槽) ×1

②維持管理業務

対象施設の浄化槽について、浄化槽法第8条の規定に基づき保守点検を行うこと。

③清掃業務

対象施設の浄化槽について、浄化槽法第9条の規定に基づき清掃業務を行うこと。

(5) 受水槽等維持管理業務

①受水槽等の仕様

施設名	仕様
岩木山総合公園	コンクリート製 2基 100m ³ (屋外)
	FRP製 1基 4.5m ³ (屋内)
	FRP製 1基 6m ³ (屋内)
	ステンレス製 1基 17m ³ (屋外)
岩木山百沢スキー場	FRP製 1基 30m ³ (屋内)
	FRP製 1基 3m ³ (屋内)
	FRP製 1基 3m ³ (屋外)

②清掃業務

対象施設の受水槽について、水道法第34条の2第1項及び同法施行規則第55条第1項に基づく清掃を関係法令等遵守し実施すること。

③水質検査業務

対象施設の受水槽について、水道法第4条第2項の規定（水質基準に関する省令）による水質基準の項目を関係法令等遵守し検査を実施すること。

(6) ボイラー設備保守点検業務

①ボイラーの仕様

施設名	仕様
岩木山総合公園	真空ヒーター
岩木山百沢スキー場	真空ヒーター

②業務内容

対象施設のボイラーについて、清掃整備、缶体点検（煙管点検）、バーナー分解掃除、自動制御装置点検、送風機点検、エアフィルター清掃点検、燃焼試験及び調整作業。

(7) ボイラー煤煙測定業務

対象施設のボイラーについて、ボイラーより排出される煤煙を測定すること。測定の対象物質は、大気汚染防止法第2条第1項第1号の硫黄酸化物、第2号の煤塵、第3号の有害物質のうち窒素酸化物とする。

また、測定の方法は、大気汚染防止法施行規則第15条第1項第1号、第2号及び第4号に定めるところによるものとする。

(8) 計装空調機器等保守点検業務

①保守点検の概要

計装機器関係点検	中央監視盤 セービックNET5	面	1	年1回点検 ・各計装機器の動作確認 ・発停、警報等の表示確認 ・煤煙濃度計0調整、清掃
	ローカル機器 サーモ・弁ヒーター・油面計	面	1	
空調機器関係点検	空調機 (天吊型ハンドリグユニット) 138000kcal/H	台	1	年1回清掃 ・フィルター清掃 ・外観点検 ・運転データ採取
	空調機 (天吊型ハンドリグユニット) 276000kcal/H	台	3	
	吸込口防虫網	ヶ所	2	年1回清掃 ・フィルター清掃 ・外観点検 ・運転データ採取
	空冷冷専パッケージ 5000kcal/H	台	1	
	空冷冷専パッケージ 3150kcal/H	台	1	
	空調換気扇 LHG-25RK	台	1	
	空調換気扇 VL-1600	台	5	
ポンプ類点検	ポンプ類	台	9	年1回点検 ・外観、電圧、電流、絶縁抵抗値測定他点検 ・軸心点検 ・グラウンドパッキン点検

②対象機器
(計装機器 NO.1)

系統室名	機器名称	形式	数量	備考
ボイラー機械室	室内形温度調節器	T631C	1	ファン発停用
ボイラー機械室	挿入形温度調節器	T675A1359	1	消火補給水槽用
ボイラー機械室	挿入形温度調節器	T675A1888	1	ストレージタンク用
ボイラー機械室	圧力調整器	L91B1316	2	送水圧力制御用
ボイラー機械室	バルブモーター	M904E	2	送水圧力制御用
ボイラー機械室	バルブリンゲージ	Q455C	2	
ボイラー機械室	二方弁 (32A)	V5063A6078	1	ホール系統送水圧力用
ボイラー機械室	二方弁 (50A)	V5063A6086	1	ホール系統送水圧力用
ボイラー機械室	感震器	V725	1	
ボイラー機械室	油面計	MS-WRD-3P	1	オイルサービスタンク
ボイラー機械室	油面制御器	FBS-1-FU	1	オイルサービスタンク
ボイラー機械室	排煙濃度計	S21-2	2	
ボイラー機械室	手動設定器	QN406B2S	2	送水圧力制御用
ボイラー機械室	漏水検知器	WLG-T15	1	
ボイラー機械室	外気サーモ	T631	1	凍結防止用
ホール系統	室内形温度調節器	H615A	1	加湿用
ホール系統	挿入形温度調節器	T991A1210	1	送風温度用
ホール系統	挿入形温度調節器	T675A1359	1	凍結防止ヒーター用
ホール系統	バルブモーター	M904E	1	
ホール系統	バルブリンゲージ	Q455C	1	
ホール系統	三方弁 (50A)	V5065A6043	1	
ホール系統	ダンパーモーター	MY6040A	1	
ホール系統	手動設定器	Q406B2S	1	
ホール系統	差圧スイッチ	MS-61	1	

(計装機器 NO.2)

系統室名	機器名称	形式	数量	備考
男子浴室系統	室内形温度調節器	H615A	1	加湿用
男子浴室系統	挿入形温度調節器	T991A1210	1	送風温度用
男子浴室系統	挿入形温度調節器	T675A1359	1	凍結防止ヒーター用
男子浴室系統	バルブモーター	M904E	1	
男子浴室系統	バルブリンゲージ	Q455C	1	
男子浴室系統	三方弁 (32A)	V5065A6019	1	
男子浴室系統	ダンパーモーター	MY6040A	1	
男子浴室系統	手動設定器	Q406B2S	1	
男子浴室系統	差圧スイッチ	MS-61	1	
女子浴室系統	室内形温度調節器	H615A	1	加湿用
女子浴室系統	挿入形温度調節器	T991A1210	1	送風温度用
女子浴室系統	挿入形温度調節器	T675A1359	1	凍結防止ヒーター用
女子浴室系統	バルブモーター	M904E	1	
女子浴室系統	バルブリンゲージ	Q455C	1	
女子浴室系統	三方弁 (32A)	V5065A6019	1	
女子浴室系統	ダンパーモーター	MY6040A	1	
女子浴室系統	手動設定器	Q406B2S	1	
女子浴室系統	差圧スイッチ	MS-61	1	
浴室温度制御系統	挿入形温度調節器	T991A1888	1	送水温度用
浴室温度制御系統	バルブモーター	M904E	1	
浴室温度制御系統	バルブリンゲージ	Q455C	1	
浴室温度制御系統	三方弁 (32A)	V5065A6019	1	

(計装機器 NO.3)

系統室名	機器名称	形式	数量	備考
競技役員室系統	室内形温度調節器	H615A	1	加湿用
競技役員室系統	挿入形温度調節器	T991A1210	1	送風温度用
競技役員室系統	挿入形温度調節器	T675A1359	1	凍結防止ヒーター用
競技役員室系統	バルブモーター	M904E	1	
競技役員室系統	バルブリンゲージ	Q455C	1	
競技役員室系統	三方弁 (32A)	V5065A6019	1	
競技役員室系統	ダンパーモーター	MY6040A	1	
競技役員室系統	手動設定器	Q406B2S	1	
競技役員室系統	差圧スイッチ	MS-61	1	

(空調機等)

系統室名	機器名称	形式	数量	備考
男子脱衣室系統	空調機	TVC-32BH	1	
女子脱衣室系統	空調機	TVC-32BH	1	
ホールロッカー系統	空調機	TVC105AH	1	
2階会議室系統	空調機	TVC-32BH	1	
AC 事務室	冷房機	PL-56FKD	1	三菱電機
応接室	冷房機	PL-35FKD	1	三菱電機

(ポンプ類)

コード	名称	形式	数量	備考
HP-1	温水一次ポンプ	125SF 57.5	1	
HP-2	温水二次ポンプ (外気処理)	65×50 FS2H	1	
HP-4	温水二次ポンプ (ホール)	65×50 FS2J511	1	
HP-5	温水二次ポンプ (アリーナ)	65×50 FS2J511	1	
WP-1	給湯一次ポンプ	50LPD 51.5	1	
WP-2	給湯二次ポンプ	65LPD 55.5	1	
OGP-1	オイルギヤポンプ	20GPF 51.5	1	
OGP-2	オイルギヤポンプ	20GPF 51.5	1	
P-1	自動給水装置	40×32 FSD 53.7	1	

③業務内容

対象機器の点検・清掃等を行い、その機器を良好な状態に整備すること。

(9) エレベーター保守点検業務

①対象施設・設備等

施設名	機種名	台数
岩木山総合公園	東芝製	1台

②業務内容

対象施設のエレベーター装置の機器・装置全般の点検を行い、必要に応じて清掃、給油、調整を実施し、その装置を良好な状態に整備すること。

(10) パネルヒーター保守点検業務

①対象施設・設備等

施設名	機種名	台数
岩木山総合公園	温水パネルヒーター	150台

②業務内容

対象施設のパネルヒーターの機器・装置全般の点検を行い、必要に応じて清掃、調整等を実施し、その装置を良好な状態に整備すること。

(11) 地下タンク清掃・漏洩検査業務

①地下タンクの仕様

施設名	仕様
岩木山総合公園	15kℓ
岩木山百沢スキー場	10kℓ

②業務内容

ア 清掃

地下貯蔵タンク、附属設備（サービスタンク）の清掃を行うこと。

イ 漏洩検査

消防法の定めるところにより、地下タンク及び埋設配管の漏洩検査を行うこと。

(12) 体育器具保守点検業務

①体育器具の仕様

施設名	仕様
岩木山総合公園	移動式バスケットゴール (4台)、オフィシャル機器、タイムアウト、表示器、ファールライト (2組)、大音量ホーン (2台)、野外テニスネット (21枚)、野外テニス支柱 (21セット)、野外テニス審判台 (21台)、バレー専用審判台 (2台)、バドミントン支柱 (8セット)、バレー支柱 (2セット)、卓球台 (20台)、卓球審判台 (20台)、室内テニス支柱 (2セット)、得点表示装置 (4台)、各種トレーニング機器

②業務内容

対象施設の体育器具について、保守点検を行うこと。

(13) 索道管理業務

①索道の仕様

施設名	仕様
そうまロマンチックピアスキー場	ペアリフト 2人乗り 線路距離 353m
岩木山百沢スキー場	第1ペアリフト 2人乗り 線路距離 1,050m 第2ペアリフト 2人乗り 線路距離 748m 第3ペアリフト 2人乗り 線路距離 989m ロープトウ 線路距離 130m

②業務内容

対象施設の索道施設について、日常的な管理を行うこと。

(14) 圧雪車点検業務

①圧雪車の機種名

施設名	機種名
そうまロマンチックピアスキー場	プリノート エベレスト
岩木山百沢スキー場	ピステンブーリ PB400W

②業務内容

対象施設の圧雪車について、日常的な保守点検を行うこと。

(15) 自家用電気工作物保安管理業務

岩木山総合公園、そうまロマントピアスキー場については令和6年5月末日までは、市が委託している業者により保安管理を行っているため、令和6年6月1日以降の保安管理業務について次のとおり実施すること。

①対象施設・設備等

施設名	需要設備容量 電圧 予備発電装置容量
岩木山総合公園	875kVA 6,600V 予：45kVA 予：200V
そうまロマントピアスキー場	280kVA 6,600V
岩木山百沢スキー場	1,150kVA 6,600V 予：24kVA 予：200V

②業務内容

対象設備が電気事業法第38条で規定する自家用電気工作物に該当することから、法律、保安規程及びその他関係基準を遵守し、点検及び保安管理業務を行うこと。